選挙市民審議会見解

わたしたち選挙市民審議会（第一期：２０１７年１２月３１日まで）は、公職選挙法と関連法の抜本改正を通して議会制民主主義の成熟を１０年越しで目指す「公正・平等な選挙改革にとりくむプロジェクト（とりプロ）」の活動の一環として２０１５年１１月３０日に発足しました。市民主導で運営している当審議会は、現職の国会議員や政党が選挙制度を自分たちに有利なものとする「お手盛り」になりがちな議論に対置して、国民の自由な選挙、平等な選挙、主権者の意思が反映される選挙制度を提言する者として自らを位置づけています。

公職選挙法と関連法の改正案を提言する当審議会は、第一部門（選挙運営方法）、第二部門（選挙制度）、第三部門（関連法制）の三部門に分かれています。本年１月から毎月、主に国会議員会館で審議を積み重ねてきました。審議内容を一般に公開し、一般参加の市民や国会議員の声も採り入れながら異なる意見を歓迎して活発な論議を繰り返しています。

２０１７年１１月に公職選挙法と関連法の部分改正提言を公表する予定ですが、現在までの審議を基に、２０１６年１１月に公表する中間提言の概略見通しを示します。

加えて、今夏の参院選ないし同日選挙を前に広く政治参加を呼びかけるとともに、当審議会の意気込みを、あらためて【２１世紀の普選運動】として広く世論に訴えます。

◆審議状況と中間提言の概略見通し

現在の公職選挙法は複雑で、政治活動や選挙運動としてどのような行為ができるのか、何が違反なのかが理解しにくく、罪刑法定主義に反する非民主的なものであり、制度自体が政治活動や選挙運動への市民の参加を拒んでいます。

こうした問題意識の下、「正当に選挙された国会における代表者を通じて行動（憲法前文）」するために、種々の選挙運動規制と選挙運動期間の撤廃を最終的に目指し、本年１１月に下記の提言を行う予定です。

＊ 地方議会選挙におけるマニフェスト頒布の解禁
＊ インターネット選挙運動の全面解禁（メール解禁）
＊ インターネット選挙運動と文書図画掲示禁止の齟齬の是正
＊ 戸別訪問の解禁
＊ 資力の無いものを排除する世界一高額な供託金制度の廃止
＊ 候補者の政策を「知る権利」を保障する立会演説会の復活と第三者主催を含めた演説会の自由化
＊ 資力のある者たちによる政策誘導を助長する企業団体献金の全面禁止

なお、選挙制度本体についても、定数削減と定数是正だけに偏った国会の選挙制度改革を補う形で、「民意の反映と両院制のあり方」をテーマに、広範な主権者が納得できるよう、憲法要請に沿って衆参両院の選挙制度改革案を検討しています。いわゆる過剰代表や死票の弊害を指摘される小選挙区制に重心を置いた現行の選挙制度の改革を目指しています。特に参議院選挙については、「参議院議員には地域代表の側面がある」との論を批判的に検証しています。

また、高齢者男性ばかりに議員が偏っている現状をもたらしている地方議会選挙制度の改革案の策定にとりくんでおり、都道府県議会選挙においては比例代表制、市区町村議会選挙においては大選挙区制限連記制の提案を検討中です。首長選挙においても死票を最小化する工夫として、決選投票や選好（優先順位）投票の導入などの提案を検討しているところです。

これらの選挙制度改革案についても確定次第、順次公表してまいります。

◆参議院選挙を前に

本年７月に行われる参議院選挙は歴史的に重要な国政選挙です。前回の国政選挙以来、重要な政策決定・施行がなされました。特定秘密保護法施行・集団的自衛権行使容認の閣議決定・安全保障法制「成立」・TPP 交渉「大筋合意」・原発再稼働などです。また、現在から将来にわたる重要な懸案事項として、例えば、子育て支援・雇用環境・経済格差・米軍基地・消費税再増税・憲法改定などがあります。

これらを自分の事柄として考え、参議院選挙までに一人ひとりが評価しなくてはなりません。
　そのためには、政治的な話題を生活のこととして、共に話し合うことが求められます。特に意見の異なる人との論争が大切です。対話の中で自分の望む政策を確認していくのです。政治というものは対立する意見の調整です。ここに政治固有のやりがいと楽しさがあります。自分たちでルールを定めて、自分たちで意見調整をしつつ生活を形作るから、政策決定に責任を負うことができます。
　「自分の選んだ代表の国会での行動は自分自身の行動と同じ」。そう思える選挙の実現と、有権者意識の成熟をお互いに目指したいものです。

◆積極的政治参加の呼びかけ

　わたしたちは、有権者に呼びかけます。
　政策を見極めて、自分自身の政策と一番近い自分の代表を選びましょう。
　自分の意思を代弁する候補者を擁立し、応援する選挙運動に参加しましょう。
　誰もが立候補の権利を持っています。
　積極的政治参加は、逆説的に現在の公職選挙法による「制限選挙」の現実を浮き彫りにして、公職選挙法が、
　「投票したい立候補者や政党がない」
　「自由に選挙運動ができない」
　「立候補したくても供託金が用意できない」
などの制限を直接的・間接的に規定していることを気づかせるはずです。
これらの制限を共に取り除きませんか。普通の人が普通に立候補できるようにし、わかりやすいルールブックの下で自由に選挙運動をし、自分の意思が正当な選挙で選ばれた代表者たちによって国会で実現する選挙制度に変えるのです。投票したい先が今はなくとも投票したい先を将来において生み出すような選挙制度改革を投票の積み重ねで切り開きましょう。自分たちの参政権を用いて、主権者としての正当な権利を獲得しましょう。
　わたしたちは、すべての国会議員にも呼びかけます。
　公職選挙法と関連法の改善には代表者である国会議員・立法府によるとりくみが必要です。自らの参政権を広げようという市民のとりくみに共鳴し、市民が自由に参加しやすい選挙制度への改革をわたしたちと共に進めましょう。

◆２１世紀の普選運動を

　選挙権は歴史的に不断の努力によって広げられてきました。１９世紀後半の「普選運動」が１９２５年に２５歳以上の男子すべてに選挙権を広げ、２０世紀初頭の「婦選運動」が１９４５年に２０歳以上の男女に選挙権を広げました。そして選挙権は２０１５年、１８歳以上の男女に広げられたのです。しかし選挙権の内実は男子普選と抱き合わせの選挙規制により一世紀近くにわたって制限されたままです。選挙権の行使をわたしたちの真の権利として確立できるかどうかは、わたしたちの政治参加にかかっています。
　制限選挙元年から１００年を迎えようとしている今この時、わたしたちは、【２１世紀の普選運動】にとりくむことを決意しました。共に考えて、共に語りあい、国民主権にふさわしい選挙制度を創り出しましょう。

２０１６年5月２５日

【選挙市民審議会】
　第一部門　片木淳（共同代表）　石川公彌子　小島敏郎　小林幸治　武井由起子　坪郷實　濱野道雄　山口あずさ
　第二部門　只野雅人（共同代表）　秋葉忠利　伊藤朝日太郎　太田光征　小澤隆一　桂協助　小林五十鈴　田中久雄　林克明　山口真美
　第三部門　三木由希子（共同代表）　太田啓子　大山礼子　北川正恭　桔川純子